

Ⅲ 公共下水道事業編

3 公共下水道事業計画

○ はじめに・・・「はだの上下水道ビジョン」と公共下水道事業財政計画
「はだの上下水道ビジョン」では、人口減少による水需要の低下や施設の耐震化の推進、健全経営の基盤強化といった事業拡張から維持管理の時代へと大きくシフトする転換期に発生する課題に果敢に取り組むため、経営戦略を、前期「経営基盤の強化」、中間期「経営の安定性の確保」、後期「安定した経営の持続」の 3 期に分け、戦略を明確にして取組みを行います。

令和 3 年度からの 10 年間は、前期「経営基盤の強化」の期間です。市民に安全安心なライフラインを維持するためには、「はだの上下水道ビジョン」の「安定した汚水処理と浸水対策のさらなる推進」、「適切な資産管理と施設維持の強化」、「災害に強い施設や体制の構築」、「健全経営のための基盤の強化」の 4 つの基本方針を基に、同ビジョンで定める基本施策の実現が欠かせません。

公共下水道事業財政計画は、財政的な裏付けを適確に検証したうえで、「はだの上下水道ビジョン」の基本施策や「施設整備計画」を計画的に実現するための手段です。下水道の管きよは水道施設に比べ整備に取り掛かった時期が近年であることから、本格的な更新は令和 8 年度以降から始まります。また、下水道施設が国の施策として短期間に集中して実施されたことの影響により、現在の下水道使用料では施設の維持整備にかかる費用を十分に回収することができず、補填財源も十分ではありません。こうしたことから、健全な経営を推進し、経営基盤の強化を早急かつ着実に進めなくてはならない下水道特有の事情があります。

そのため、「はだの上下水道ビジョン」の理念を実現することで、大きな負担を残すことなく、公共下水道事業を大切な遺産として将来の世代に引き継ぐことを目的に、次のとおり財政計画を策定します。

2 公共下水道事業財政計画

(1) 計画策定時における経済状況の悪化

人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少は、近年ではやや緩やかになってきていましたが、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞により、大口需要者である企業の水需要は大きく落込んでいます。そのため、令和 2 年度の下水道使用料収入は減収となる見込みです。また、景気後退前の水準に戻るには 2～3 年後とも言われ

ており、令和 3 年度以降も厳しい経営環境が想定されます。

(2) 経営の基本事項（戦略①）

ア 経営方針

本市の公共下水道事業は、供用開始から 40 年を経過しており、今後、現状の資産を法定耐用年数どおりに更新すると仮定した場合の費用は、令和 3 年度からの 10 年間で年平均約 16 億円（「施設整備計画」では約 9.7 億円）、令和 13 年度からの 10 年間では年平均約 36 億円と急増します。

こうした大量更新に備え、更新時期の平準化、包括委託業務の拡大の検討、企業債残高の縮減や補填財源の計画的な積立など、あらゆる企業努力を含めて必要な財源を確保する必要があります。

そのため、本計画の策定にあたり、次のとおり経営方針を定めます。

- ① プライマリーバランスの確保など健全経営を推進し、経営基盤の強化を着実に進めること。
- ② 管きょや施設の更新・耐震化を推進するとともに、雨水による浸水対策を適切に実施するため、経営資源を適切に投入すること。
- ③ 健全経営を進めるために公営企業として企業努力に努め、使用料改定に係る市民への負担を最小限のものとする。

イ 計画期間

(ア) 財政計画期間

中長期的な視点で経営基盤の強化に取り組むため、令和 3 年度から 12 年度までの 10 年間とします。なお、この期間は、本市の「秦野市新総合計画（仮称）」と一致しています。

(イ) 使用料算定期間

水需要予測と今後の実績との乖離や、新型コロナウイルス感染症などの未曾有の事態による下水道使用料収益の落込みなど、めまぐるしく変化する社会経済情勢に適切に対応できるよう、前期を令和 5 年度から 8 年度までの 4 年間、後期を令和 9 年度から 12 年度までの 4 年間とします。

ウ 基本事項

健全経営を持続するため、公共下水道事業経営方針に基づき、経営の基本事項を次のとおり定めます。

- ① 使用料改定の延期
新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活等の回復を 2 年間

(令和3年度と4年度)と見込み、令和5年度からの使用料改定とする。なお、使用料算定期間は、前後期4年間とする。

② 単年度純利益の確保

経営の健全性を確保するため、計画期間中の単年度において、純利益(黒字)を確保する。

③ 補填財源残高(内部留保資金)の確保

災害などにより使用料収入が見込めないとしても最低限の支出ができるように、補填財源残高(内部留保資金)を積立てることとし、計画最終年度に21億円を確保する。なお、計画最終年度には、これとは別に災害復旧費として公共下水道事業基金を新設し、3億円確保する。

④ プライマリーバランスの確保と企業債残高の縮減

汚水事業については、管きよの本格更新が令和8年度から始まることから、1期間における企業債の借入上限平均を5億円以下とし、雨水事業については、短期に集中投資する計画が完了したため、単年度プライマリーバランスの確保により、計画最終年度に企業債残高の縮減を県平均水準以下となるよう努める。

⑤ 一般会計からの基準外繰入金の解消

公共下水道事業費の負担には適正負担が原則であり、総務省が示した一般会計からの繰入基準に従った繰入金とする。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活等の回復や急激な市民負担の増加は避ける必要があるため、後期の使用料改定での解消に努める。

(3) 財政計画の目標値(戦略②)

ア 経費回収率

経費回収率は、下水道使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表した指標であり、下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く。)で示され、使用料水準等を評価することができます。

経営基盤の強化を図るためには、早期に経費回収率が100%となるよう、前期の使用料算定期間での使用料改定が求められますが、一方で、急激な使用料改定は、市民負担の増大に繋がります。

そのため、前期の使用料改定においては、市民負担を最小限に抑え、水洗化率の向上による下水道使用料収入の増収や、汚水処理費の軽減に努める等の企業努力によって、97%以上を維持するものとし、後期の使用料改定以降、経費回収率100%以上を目標とします。

《経費回収率》

令和元年度末 (決算)	令和2年度末 (決算見込)	令和5年度改定 以降毎年度末 (前期使用料改定以降)	令和9年度改定 以降毎年度末 (後期使用料改定以降)
95.20%	86.50%	97%以上	100%以上

イ 総収支比率

総収支比率は、総費用^{※1}が総収益^{※2}でどの程度賄われているのかを示す指標ですが、この数値が100%未満の場合は、健全な経営とは言えません。単年度黒字を確保することは、健全経営の基本であることから、**毎年度100%以上**を目標値とします。

※1 総費用…施設等の維持管理費などの「営業費用」、企業債の利息などの「営業外費用」及び、漏水等による下水道使用料収入の減収などの「特別損失」の合計

※2 総収益…下水道使用料収入などの「営業収益」、補助金などの「営業外収益」及び、下水道の遡及開栓による過年度分の下水道使用料収入などの「特別利益」の合計

《総収支比率》

令和元年度末 (決算)	令和2年度末 (決算見込)	毎年度末
119.70%	108.57%	100%以上

ウ 補填財源残高

資本的収支の不足を補う補填財源は、建設改良費や企業債償還金の財源になり、本格的な大量更新の時期が始まる前に計画どおりしっかりと積み上げる必要があります。また、令和2年度では、水道事業において新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済対策の一環としても活用しており、その重要性が再確認されました。

補填財源残高は、自然災害等の理由により、下水道使用料収益が全く収入できなくなった場合であっても、大規模修繕や企業債の償還金の対応が可能であること、また、新型コロナウイルス感染症と同様の未曾有の事態が発生した場合であっても柔軟に対応できるよう、前計画で設定した20億円に、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響額である1億円を上乗せし、**令和12年度には21億円を確保**することを目標とします。

なお、前計画の目標であった令和7年度末での20億円の確保については、人口減少や節水機器の普及、さらには新型コロナウイルス感染症の

影響から、前計画で想定された下水道使用料収入を下回る見込みであるほか、一般会計も同様の影響を受けていることから、不足する追加分を繰入金として求めることも難しく、目標達成は非常に難しい状況です。

そのため、本計画では令和 8 年度に、令和 12 年度目標額の半分である 10 億円を確保します。

《補填財源残高》

令和元年度末 (決算)	令和 2 年度末 (決算見込)	令和 8 年度末 (前期使用料算定期間末)	令和 12 年度末 (計画期間末)
10 億 3,700 万円	10 億 200 万円	12 億 800 万円	21 億円
前計画	前計画		
8 億 5,500 万円	10 億 5,500 万円		

エ 公共下水道事業基金（仮称）

事故や災害等が発生した場合に備え、補填財源が目標額に到達する令和 12 年度末に公共下水道事業基金（仮称）を設立します。

また、積立目標額は、熊本地震（熊本市）における下水道施設の災害復旧費用査定額を参考に算出した 4 億円としますが、その内 3 億円を同年度中に積み立てます。

《基金設立及び積立額》

設立年度	積立額
令和 12 年度	3 億円

オ 企業債残高

これまでも企業債残高の縮減に努め、令和 2 年度末で約 300 億円まで縮減（10 年間で 71 億円縮減）しましたが、一方で、企業債残高の下水道使用料収益に対する割合は、1,492.59%（令和元年度決算）と県下で未だ高い水準にあります。

そのため、今後もプライマリーバランスの確保に努め、将来世代への負担軽減と健全経営を推進し、令和 12 年度末に企業債残高を 190 億 2,200 万円まで縮減し、県平均水準以下とすることを目標とします。

《企業債残高及び企業債残高の下水道使用料に対する割合》

令和元年度末 (決算)	令和 2 年度末 (決算見込)	令和 8 年度末 (前期使用料算定期間末)	令和 12 年度末 (計画期間末)
310 億 8,900 万円	299 億 8,100 万円	227 億 7,700 万円	190 億 2,200 万円
1492.59%	1458.93%	1039.10%	838.34%

【令和元年度末の企業債残高の下水道使用料に対する割合】 (単位:百万円)

	鎌倉市	秦野市	伊勢原市	川崎市	横浜市
企業債残高	36,411	31,088	17,142	302,986	666,750
下水道使用料	2,349	2,083	1,181	22,436	55,432
割合 (%)	1550.02	1492.59	1451.76	1350.44	1202.82
	小田原市	綾瀬市	大和市	横須賀市	藤沢市
企業債残高	40,106	11,404	27,857	79,118	47,727
下水道使用料	3,345	981	2,631	6,843	5,731
割合 (%)	1199.16	1162.01	1158.98	1156.25	832.76
	座間市	逗子市	三浦市	平均	
企業債残高	14,217	3,082	4,692	98,660	
下水道使用料	1,753	639	(推計値) 228	8,126	
割合 (%)	811.19	482.18	2057.89	1214.13	

カ 一般会計からの繰入金

公共下水道事業は、汚水処理と雨水処理で構成されていますが、雨水処理にかかる事業については、その原因者が下水道使用者ではないことから、その費用は、一般会計から繰入されています。また、汚水処理に要する費用の一部も同様に繰入されていますが、これらは、総務省が定めた基準に基づき公費から負担することが認められています。

しかし、この基準に基づく公費からの負担をもってしても、使用料の収入不足から、基準を上回る一般会計からの繰入金も財源としています。

本市の公共下水道事業が平成 28 年度に独立採算を原則とする地方公営企業に移行してから 4 年しか経過しておらず経営基盤が脆弱であることから、経営基盤の強化・安定化と、今後生じる施設の大量更新への資金的備えを両立させなくてはならない状況であることを鑑み、基準外として扱う繰入金の額は、経営状況を勘案しながら逡減させることとし、**令和 9 年度に 0 円**にすることを目標とします。

《基準外繰入金額》

令和元年度末 (決算)	令和 2 年度末 (決算見込)	令和 8 年度末 (前期使用料算定期間末)	令和 9 年度末 (後期使用料算定初年度)
4 億 7,300 万円	1 億 9,300 万円	1 億円	0 円

(4) 使用料の改定

これまでの事業計画における経営の基本方針を基に、計画目標として掲げたプライマリーバランスの確保、企業債残高の縮減、補填財源残高の

確保といった健全経営の強化を推進する一方で、使用料改定を行わなかった場合には、令和 10 年度に補填財源が底を尽き、事業の安定的経営が大きく損なわれることが想定されます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、市内経済が停滞する中、利用者に大きな負担を求める前に、市民の生活をインフラで支える公営企業として自らの企業努力を最大限に発揮する必要があると考えています。

そのため、令和 3 年度に 5%の使用料改定を計画していましたが、現在の補填財源を活用することにより、経営が最低限維持できると見込まれる令和 3~4 年度は使用料改定を見送り、令和 5 年 4 月 1 日に 5%、令和 9 年 4 月 1 日に 5%の使用料の引上げを行うこととします。

なお、現時点においても、新型コロナウイルス感染症による影響が、どこまで続くのか不透明な状況にある中、今後も同様の状況が続くようであれば、市民生活や市内経済の動向を見極めつつ使用料改定時期などについて、再度見直しを図ります。

(5) 財政計画における主な算定条件

ア 下水道使用料は、汚水量予測による有収水量を基に算出した数値を使用しています。

イ 他会計補助金等（繰入金）は、地方公営企業繰出基準を基に算出した数値を使用しています。

ウ 職員数は令和 3 年度に配置予定人数を使用しています。

エ 建設改良費は「公共下水道施設整備計画」の数値を使用しています。

オ 施設や管きよの維持管理費用は、平成 28 年度～令和元年度の実績平均や人件費の増などを見込んだ数値を使用しています。

カ 除却費は平成 28 年度～30 年度の平均としています。

キ 減価償却費は現行の台帳を基に令和 3 年度以降の建設改良費分を上乗せしています。

(6) 企業努力

財政計画実現のためには利用者に対して適正な負担を求める必要がありますが、その一方で公営企業として不断の努力が必要です。

「はだの上下水道ビジョン」に定める基本施策との関係やその効果額を明確化することで、エビデンスを持った企業努力の推進に努めていきます。

ア 下水道汚泥の有効活用

汚水処理に伴い発生する下水道汚泥については、平成 27 年度からの汚泥乾燥技術の実証実験（B-DASH）によって、下水道汚泥の処分費の削減、乾燥汚泥の肥料や燃料としての利活用に取り組んでいます。

なお、実証実験については令和 5 年度末で終了となりますが、SDGs による持続可能な社会の形成の観点からも、乾燥汚泥の取組みは継続的に続けていく意義が大きいと考えます。そのため、適正な維持管理による汚泥乾燥設備の延命化などに努めるとともに、脱水汚泥や乾燥汚泥の売却先の拡大など、経費の削減や汚泥の再資源化に取り組みながら、汚泥の全量乾燥及び下水道資源の有効活用について研究を進めていきます。

《効果》

処分費削減による 10 年間の見込額 ^{※3}	4 億円の削減
----------------------------------	---------

※3 現在の汚泥乾燥設備を継続使用した場合の効果額

《はだの上下水道ビジョンの位置づけ》

《基本施策①-3》安定した汚水処理の維持	安心・安全	安定・強靱	健全・持続
	◎	○	○
《基本施策④-1》経営の健全化	安心・安全	安定・強靱	健全・持続
		◎	○

イ 公民連携の推進

上下水道料金の徴収等を委託している上下水道料金等業務包括委託業務について、専門的知識を有する者の審査による審査体制の質的向上などを図るため、排水に係る工事申請の審査に関する業務を新たに加えるなど、包括委託の拡大を進めていきます。

また、水道事業では、職員の人手不足の中において、大量更新への対応や基幹管路の耐震化を向上するため、設計・積算から施工までを民間事業者に一括発注する DB 方式などを導入しますが、公共下水道事業においても、10 年後大量更新の時代を迎え同様の状況が想定されるため、DB 方式などの新たな公民連携方式の研究を進めます。

《効果》

包括委託業務拡大による 9 年間の見込額	940 万円の削減
----------------------	-----------

《はだの上下水道ビジョンの位置づけ》

《基本施策④-1》経営の健全化	安心・安全	安定・強靱	健全・持続
		◎	○
《基本施策④-3》技術継承と業務の効率化	安心・安全	安定・強靱	健全・持続
			◎

ウ 企業債借入れ条件等の見直し

公共下水道事業に充てる企業債は、国の政策的意図から現在 0.009%と低い利率となっています。この点において、水道事業と同様の企業債借入れ条件の見直しを行っても、計画期間中における支払利息の軽減効果は、水道事業の約 1 億円に対し、約 29 万円と微小なものとなります。

しかしながら、借入れ条件の見直しの効果は、利息負担の軽減とともに企業債残高を早く削減できることにあります。このため、さらなる将来負担の軽減を図るため、これまでの元金据置期間を設けた元利均等償還から同期間を設けない元金均等償還に変更することについて、公共下水道事業においても企業努力策として採用するものです。

《効果》

令和 3 年度以降の企業債借入金残高	令和 12 年度末
	10%削減

《はだの上下水道ビジョンの位置づけ》

《基本施策④-1》経営の健全化

安心・安全	安定・強靱	健全・持続
	◎	○

エ 水洗化の普及促進

現行の上下水道料金等業務包括委託をより強化するため、戦略的に訪問重点施設を定め、公共下水道の意義や排水設備の設置義務等の説明を丁寧かつ根気強く行い、委託業者と連携し接続率の向上に努めます。

また、接続補助制度の拡充や未接続の法人に対する対応について、研究・検討していきます。

《効果》

接続率向上による 10 年間の見込額	6,700 万円の増収
--------------------	-------------

《接続率の目標値》

R3	R4	R5	R6	R7
89.25%	89.79%	90.33%	90.77%	91.22%
R8	R9	R10	R11	R12
91.57%	91.93%	92.19%	92.45%	92.71%

《はだの上下水道ビジョンの位置づけ》

《基本施策④-1》経営の健全化	安心・安全	安定・強靱	健全・持続
		◎	○

オ その他

(P) 広域化・共同化

神奈川県が実施する広域化・共同化に向けた会議や研修会などへの参加、近隣事業者との情報交換などにより、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、多様な広域化パターンを検討し、経済的かつ効率的な事業経営について検証します。

《はだの上下水道ビジョンの位置づけ》

《基本施策④-1》経営の健全化	安心・安全	安定・強靱	健全・持続
		◎	○
《基本施策④-3》技術継承と業務の効率化	安心・安全	安定・強靱	健全・持続
			◎

(1) 未収金の解消

今後も、上下水道料金等業務包括委託により、滞納者に対する督促・催告通知の発送、お客さまセンターの土曜窓口の開設及び適切な給水停止などを継続するとともに、隔月請求による請求方法のあり方や支払い方法の拡充を進め、未収金解消に取り組めます。

《はだの上下水道ビジョンの位置づけ》

《基本施策④-1》経営の健全化	安心・安全	安定・強靱	健全・持続
		◎	○
《基本施策④-2》サービスの向上	安心・安全	安定・強靱	健全・持続
			◎